提案基準１８　　介護老人保健施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における介護老人保健施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取り扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設で、介護保健施設の開設許可の見込みが確実であり、市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものに限る。

ただし、社会福祉法第２条第３項第１０号に規定する第二種社会福祉事業の用に供されるものは除く。

（立　地）

2　市の土地利用計画と調整のとれた場所で、協力病院が近隣に所在する場所であること。

（規　模）

3　地域の要介護老人数等を踏まえて、見込まれるその地域の利用を考慮した規模のものであること。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成１７年７月１５日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成２４年７月１日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００平方メートル未満のものについては、「事後報告基準１８」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成１７年７月１５日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成２４年７月１日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）

2　当市の担当主管課の確認書（別記様式第一）

3　申請地決定の理由と規模算定の概要書（地域の要介護老人数等とその地域の利用の見込みを、協力病院の位置等について図面等の説明資料を用い、記述すること。）

4　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

5　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

6　土地利用計画図

7　建築図面（平面図、立面図等）

8　その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

別記様式第一

第　　号

平成　　年　　月　　日

開発調整課長　様

担当主管課長

下記の介護老人保健施設については、介護老人保健施設の開設許可の見込みがあることを確認する。

記

1　　名　　称

2　　所在地

3　　開設者